

国民健康保険制度における
都道府県負担導入に向けた
基本的考え方

平成17年3月30日

全 国 知 事 会

1 「基本的考え方」について

(1) 取りまとめ方針

国民健康保険制度をはじめとした医療保険制度については、医療保険制度の改革に関する基本方針(平成15年3月28日閣議決定)に基づき医療保険制度の改革を平成20年度から実施すべく、現在、地方自治体も参画した国の社会保障審議会医療保険部会において、平成18年度の制度改革を目指し、今後のあり方の議論を精力的に進めている真っただ中である。

こうした中、国民健康保険の都道府県負担の導入が、三位一体の改革に関する地方改革案の代替案として唐突に提案され、政府・与党合意「三位一体の改革について」に、地方の意に反し盛り込まれたものであり、手続き上も重大な問題がある。

しかしながら、国の「三位一体の改革について」を地方六団体が受けとめた以上、地方分権を進めるという三位一体の改革の趣旨、目的に資するための観点で、今回の国民健康保険制度改正をとらえる必要がある。

今回の制度改正が、真に地方分権の名に相応しいかどうかは未だ不明確であり、医療保険制度の抜本的な改革の中で再構築されるべきであるが、都道府県財政調整交付金の配分を受ける立場の市町村や、制度設計を行う国に対し、都道府県の本改正に対する基本的な見解を明らかにするため、「基本的考え方」を取りまとめる。

なお、実際の制度運用上、例えば、都道府県財政調整交付金の配分方法は各都道府県において独自に決定するものであり、「基本的考え方」により、個々の都道府県がどのように配分するかを定めようとするものではない。

(2) 「基本的考え方」の3つの視点

今回の制度改正に対する考え方は、次の3つの視点を踏まえることを基本とする。

I 厳しい市町村国民健康保険財政への配慮

保険者である市町村では、加入者の高齢化や低所得者の増加、医療費の増大等により、保険財政が厳しい状況にあり、保険運営の安定確保が喫緊の課題となっている。

こうした中、今回の三位一体の改革により、財政調整交付金の割合が増加した一方、定率国庫負担の割合が減少したことから、市町村国保の安定的な財源確保に努め、その不安を解消する必要がある。

II 三位一体の改革の趣旨に沿った裁量の確保

今回の改革は、国民健康保険の構造的な問題を解決するための方策や責任と役割を放棄し、唐突・一方的に都道府県への責任の付与と負担のみを求めるもので、地方分権改革を全く理解しようとしない単に財政負担をつけ回す暴挙ではないかとの疑念がある。

しかしながら、改革を受けとめた以上、実施に当たっては、三位一体の改革の趣旨である地方の自己決定・責任を深める視点で、都道府県の責任において、独自に裁量を発揮して対応する必要がある。

III 医療保険制度の将来像確立までの暫定的な措置

国民健康保険を含む将来の医療保険制度の在り方については、平成20年度からの実施を目指し、現在、国の社会保障審議会医療保険部会等において精力的に審議が行われている。

現在、目指すべき医療保険制度の全体像が未確定であること、また、国民健康保険制度の構造的な課題を解決する見通しのことなどを踏まえ、暫定的な措置とすべきである。

2 都道府県財政調整交付金の配分基準について

(1) 定率国庫負担の減少の影響

当面の都道府県財政調整交付金の配分基準については、定率国庫負担の減少が国民健康保険財政に与える影響を考慮して、一定割合を定率国庫負担減少分に充て、残りの部分を都道府県の裁量により交付することを可能とする取り扱いとする。

(2) 都道府県の裁量の発揮

都道府県が各自の裁量を発揮する部分は、三位一体の改革の趣旨から必須である。

裁量の範囲については、国民健康保険制度の運営に関わる事項で調整すべきという考え方や、都道府県がより広く保健・医療・福祉等の向上への取組等を奨励する観点からの調整を行うことも許容されるべきという考え方とがあるが、いずれにせよ、制度的には、最大限の裁量の余地が保障されるべきである。

(3) 配分基準の暫定的な措置について

国民健康保険を含む医療保険制度の在り方については、国の社会保障審議会医療保険部会等で審議中であり、平成20年度を目途とする医療保険制度の全体像が未確定であることから、今回の改革への対応は暫定措置とする。

(4) 配分基準の決定について

各都道府県における配分基準の決定においては、市町村の国民健康保険財政に非常に大きな影響があることから、市町村の意見等を踏まえて検討する。

3 今後の課題について

(1) 財政調整機能の担い手について

今回の制度改正により、財政調整の主体として、国と都道府県とが並存することとなるが、その役割分担、責任の所在が明らかになっているとはいひ難い。

例えば、国は、都道府県間の所得や年齢構成の格差是正、災害等の特別な事情について財政調整を行う責任があり、都道府県は、これら以外の地域の実情に基づく財政調整を行うという考え方があるが、制度改革後の国調整交付金がどのような配分基準となるのかが不明であるため、都道府県の財政調整機能についても十分検討できない要因となっている。

そもそも財政調整機能は医療保険制度の在り方と一体不可分であり、制度設計と一体となった国と都道府県の役割分担、財政調整機能の見直しが必要である。

国は、国民健康保険制度運営における国と都道府県の役割、責任を明確化し、地方の意見を十分反映した医療保険制度、財政調整機能の再構築に努めるべきである。

(2) 保険基盤安定制度（保険料軽減分）について

保険基盤安定制度（保険料軽減分）における都道府県負担の拡大は、都道府県の役割や権限強化とは無縁の、単なる国庫負担の転嫁である。

保険基盤安定制度についても医療保険制度改革の中で議論されるべきであり、なお単なる国庫負担の転嫁に止まるならば、従来の負担割合に戻すべきである。

4 国への要請

(1) 医療保険制度改革について

医療保険制度改革は、広く国民の合意を得ながら検討すべき課題であり、財政調整制度等についても、全体の制度設計と一体的に検討する必要がある。

国は、医療保険制度の安定的な運営を図るため、全国レベルでの一元化に向けた具体的な道筋を提示すること、また、制度の安定的かつ持続的な運営を可能とするような制度の抜本改革について、地方の意見を尊重し、十分議論を尽くすことを強く求める。

(2) 財源の確保について

今回の制度改正にかかる都道府県負担は、平成17年度及び平成18年度における税源移譲が前提となっているが、医療費の伸びに伴う負担の増大は確実である。

こうした都道府県負担に対しては、地方財政措置を講ずる等、確実な財源措置を求める。

(3) 都道府県調整交付金の配分基準について

都道府県調整交付金を市町村に対し配分する方法については、政令で定めるところにより条例で定めることが予定されているが、配分基準の決定

については、三位一体の改革の趣旨に鑑み、都道府県が最大限の裁量を發揮するために、政令等による制度的制約は設けないことを求める。

(4) ガイドラインについて

総務省・財務省・厚生労働省で合意をしている、都道府県財政調整交付金の配分方法に関するガイドライン作成にあたっては、地方の意見を十分尊重するとともに、三位一体の改革の趣旨から、仮にも都道府県の裁量を阻害することができないようにされたい。

国民健康保険制度改革における都道府県負担導入に向けた基本的考え方について アンケート調査結果（概要）

調査日：平成17年2月24日、調査対象：47都道府県、回答方法：自由記述

主な結果

1 都道府県調整交付金の配分について

(1) 定率国庫負担が40%から34%（平成17年度は36%）に削減されることに伴い、市町村国保の事業運営が厳しくなるため、都道府県財政調整交付金の6%（平成17年度は4%）を定率国庫負担の削減分に充て、一律に市町村に交付することについて

- ・ 賛同・やむを得ない（当面の措置とする、
6%という率についての意見留保を含む） 33件
- ・ 独自の配分を検討する 10件

(2) 都道府県調整交付金の1%を国保の医療保険運営の分野にとどまらず、市町村の実情及び保健・医療・福祉等の向上への取り組みを奨励する観点から、都道府県の裁量により交付することについて

- ・ 賛同・やむを得ない（当面の措置とする、
1%という率についての意見留保を含む） 17件
- ・ 独自の配分を検討する 10件
- ・ 配分基準は国保運営に関わるものに限る 15件

(3) 配分基準は、医療制度改革までの暫定措置とすることについて

- ・ 賛同（医療保険制度等の中での議論が必要という意見を含む） 39件

2 今後の課題について

(1) 財政調整交付金の配分主体が国と都道府県との二重構造となることから、都道府県一本化を検討することについて

- ・ 国保運営に対する国の責任も必要である 30件

(2) 公費に占める財政調整交付金の割合が増加することは、市町村国保運営に不安定にするため、定率国庫負担40%に戻すことについて

- ・ 賛同 20件
- ・ 財政調整を都道府県に一本化することが前提ならば反対 6件

(3) 保険基盤安定制度（保険料軽減分）の改正は単なる国の負担転嫁であるため、従来の枠組み（国1/2、都道府県1/4）に戻すことについて

- ・ 賛同 35件

3 その他の意見

- ・ 財政調整機能については、医療保険制度改革と一体で考えるべき
- ・ 国、都道府県、市町村の役割分担を明確にすべき
- ・ 配分基準の決定について、市町村の意見を踏まえて検討すべき